徳島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
2　2	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り六八三番一地先から同六四三番一地先まで	一八四・三	令和八年三月六日
		阿南市下大野町渡り上り八番四三地先から同五反畑一三番一地先まで	五〇〇・一	